

福祉公安委員会会議記録（第2号）

令和5年 9月22日

福島県議会

1 日時

令和5年 9月22日（金曜）

午前 11時 1分 開議

午後 1時42分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	安部 泰男	副委員長	山口 信雄
委員	亀岡 義尚	委員	長尾 トモ子
委員	佐藤 政隆	委員	遊佐 久男
委員	佐久間 俊男	委員	荒 秀一
委員	鈴木 優樹		

5 議事の経過概要

（午前 11時 1分 開議）

安部泰男委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開く。

これより保健福祉部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

(別紙「9月県議会定例会福祉公安委員会保健福祉部長説明要旨」により説明)

安部泰男委員長

続いて、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

(別紙「9月県議会定例会福祉公安委員会こども未来局長説明要旨」により説明)

安部泰男委員長

続いて、保健福祉総務課長の説明を求める。

保健福祉総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

続いて、健康づくり推進課長の説明を求める。

健康づくり推進課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

続いて、食品生活衛生課長の説明を求める。

食品生活衛生課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

以上で説明が終わったため、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

荒秀一委員

1点目は保2ページの高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業について、先ほど虐待防止として新たに高齢者施設への専門家派遣を行うとの説明があったが、詳細を聞く。

2点目は議案第10号について、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進を図るため、食育や加齢に伴う口腔機能の低下、いわゆるオーラルフレイル対策を新たに追加するなどの説明があった。私の地元でも被災時に口腔ケアの巡回活動が行われたり関係者から様々な話が寄せられたが、医師や歯科医師、歯科衛生士、保健師の人員は充実すべきだとずっと思っていた。基本的施策は従前と同様だと思うが、人員体制についてはどのようになっているのか。例えば歯科衛生士が高齢者などへ

の口腔ケアを今まで以上に積極的に行える内容なのか、その辺りも含めて聞く。

#### 高齢福祉課長

高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業について、昨年12月に県内の高齢者施設で入所者殺害による逮捕事案が発生して以降、高齢者虐待への意識が高まり相談通報件数が増加している。通報の窓口となっている市町村に社会福祉士や弁護士等の専門家を派遣して支援を行っているが、その要請数も増えていることから、今回の補正予算において派遣回数増及び高齢者施設を対象とした虐待防止研修等の開催数増により支援を強化していきたいと考えている。

#### 健康づくり推進課長

歯科口腔保健対策の充実には、その担い手である医療従事者の確保が非常に重要な問題であると思っている。改正条例案では、基本的施策の実施として第6条(8)における「歯科医療等業務従事者の確保及び資質の向上を図るために必要な施策」に基づき、医療従事者もしっかり対応できるよう体制を整備していくこととしている。また、現在歯科保健に係る計画も見直し中であるため、歯科医療等業務従事者が活動しやすいよう、そして歯科口腔保健の指標改善につながるよう、その部分を計画にもしっかりと盛り込んでいきたい。

#### 荒秀一委員

高齢者虐待防止の事業については、ニーズを踏まえたさらなる補正と理解した。

また、議案第10号について、鈴木委員を含め何名かの議員が以前の一般質問で歯科口腔に関する質問を行っていたと思う。私も非常に大事なことと思っており、体制の充実について具体的に計画に盛り込んでいくとのことでありがたい。

さらに2点聞く。議案第10号の第6条について、例えば改正前の(1)における乳児期や幼児期、学齢期におけるフッ化物応用等の施策内容だが、改正後は(3)にまとめるのか。学校におけるフッ化物洗口の取組は、一時期は学校関係者に反対の声が幾らかあったことで少し滞ったと記憶している。最近では理解も進んできたと思うが、フッ化物応用等の施策は従前どおりなのか聞く。

加えて、歯科保健に係る計画を見直し中との説明があったが、歯科衛生士は大事な職種であり、歯科口腔保健関係で果たす役割は非常に大きいと思っている。一方で、歯科衛生士に対する県の人材登用はもっと拡充してよいと考えており、その部分は今後計画に盛り込んでいくと思うが、詳しく聞く。

#### 健康づくり推進課長

フッ化物応用については、改正後の第6条（3）にこれまでの取組を含めて記載している。

次に、フッ化物洗口の現状だが、令和4年度は約8割に当たる47市町村が取り組み、今年度は50市町村が取り組む予定となっている。取り組む自治体は確実に増えているが未実施の市町村もあるため、現在行っているフッ化物洗口の評価などの実績を携えて、保健福祉事務所職員と共に市町村や学校関係者へ直接出向き効果を丁寧に説明するなど、未実施市町村の理解促進に取り組んでいきたい。

#### 地域医療課長

歯科口腔保健を推進する上では、しっかりとした担い手の確保、養成が非常に重要である。県としても、県歯科医師会に対して新卒者の採用や卒業後の技術向上、さらには退職後の再就職に係る取組への支援を行っている。県歯科医師会からは、新卒レベルでの人材確保にはかなり早い時期での声かけが必要であるとの生の声や、今後は中高生を対象とした研修会、講習会、イベントの開催や、今後大量に出てくるであろう退職者の再就職の案内についても力を入れていきたいとの話を聞いている。

#### 佐久間俊男委員

議案第10号について、改正後の（5）に食育の推進が新たに追加されているが、どのような観点から当該条例に追加したのか。

また、第二次健康ふくしま21計画の期間が今年度までとなっているが、当該計画改定前の条例改正と捉えてよいのか、その辺りも含めて詳しく聞く。

#### 健康づくり推進課長

まず、食育自体は長年実施している非常に重要な施策であるが、10年前に策定した当該条例には盛り込んでいなかった。歯や口の発達に伴い食べる機能の発達を促進させていくとの重要な視点があり、食べる機能を維持し生涯を通じて安全で快適な食生活を送るためには歯科口腔と食育は非常に密接な関係があることから、今回改めて当該条例に追加するものである。

また、第二次健康ふくしま21計画の見直しについてであるが、歯科保健に係る計画の現状分析を行っているところであり、その評価結果を第三次健康ふくしま21計画にも反映させていきたいと考えている。

佐久間俊男委員

非常に重要な条例改正だと思っているが、食育やオーラルフレイル対策の実施には恐らく財源を要するのではないか。非常に大切な事業であるため、同時に財源もしっかり確保するよう願う。

佐藤政隆委員

議案第10号について、なぜこの時点で条例改正が必要だったのか。改正前の条例でも十分に取り組んできたと思うが、改正の背景について詳しく聞く。

健康づくり推進課長

昨年度に閣議決定された骨太の方針2022において、生涯にわたる歯科口腔保健の充実が示されたことを受けて、国が歯科口腔保健の基本的指針を見直した。また、今年度は第二次健康ふくしま21計画、歯科口腔保健に係る計画の見直しなど様々なタイミングが重なったことから、併せて当該条例の改正を行うこととした。

佐藤政隆委員

今回の条例改正は事務的な理由によるものなのか。それとも、国の改正を受けて整合性を図るためなのか。

健康づくり推進課長

当該条例は10年以上前に策定したが、ここ数年で歯科口腔保健は全身の健康に影響を及ぼす非常に重要な取組であることが明らかになってきた。歯科口腔の健康は健康づくりの基本的な部分であるため、県として歯科口腔保健の重要性を鑑み改正する必要がある数年前から検討しており、国の動きに合わせるのではなく、このタイミングとなった。

佐藤政隆委員

これまでも障がい者施設や高齢者施設等で訪問による歯科口腔ケアが行われていたと思うが、その担い手である歯科医師の処遇等はこの条例改正により変わるのか。

健康づくり推進課長

障がい者施設等における訪問診療は歯科医師が行っているが、診療報酬と関連するため、当該条例の改正に直接は関係しない。

長尾トモ子委員

議案第11号の条例改正における背景及び本県における旅館業の数を聞く。旅館業では事業継承の問題も出てくる時代であろうと思うが、それに関連して把握してい

る数値等があれば併せて聞く。

#### 食品生活衛生課長

まず旅館業の施設数について、業務形態や規模など様々あるが、民宿などの小規模な宿泊施設も含めて旅館業としての営業許可が必要である。詳しい数値が手元になく大まかな数値となるが、県内に約700施設ある。

また、条例改正の発端だが、コロナ禍における利用客の減少も踏まえ、事業継続が難しい事業者の発生を想定した。これまで事業譲渡による承継の場合は法律により承継側が新たに営業許可を取り直す必要があったが、旅館業の円滑な営業継続や地位の承継が進むよう、従来から届出で認められていた法人の合併、分割、相続に加え事業譲渡も追加された。その法改正は、事業者等からの国への要望活動を踏まえてなされたと聞いている。

なお、県内での事業譲渡による地位承継は新規の営業許可で取り扱っていたため、現時点でどの程度の件数が見込まれるか把握できず、今後の数値確認も難しいことを理解願う。実際の許認可は県保健福祉事務所、中核市の場合は市の保健所が担当しているが、事業継続のため別事業者への事業譲渡に係る事前相談を受けた場合は、改正後の条例により新規許可申請ではなく営業者の地位の承継承認申請となり、申請手数料も少額でかつ簡便な手続による事業継続が可能になる旨、案内することになる。

#### 長尾トモ子委員

条例を改正する以上は、やはり全体数をきちんと把握することが必要ではないか。コロナ禍だけでなく高齢化により事業承継が困難な現状もあり、様々な事業者が承継しやすい環境の整備は重要と思う。しかし、当該条例を改正する以上、今後はしつかり数値を把握してもらいたいと思うので、よろしく願う。

次に、局長説明要旨に「児童虐待相談対応件数につきましては、心理的虐待の件数が大幅に増えたことなどから、2,256件と過去最多」と記載がある。コロナ禍の問題もあるが、件数増の理由や心理的虐待を受けやすい児童の年齢など現状等を詳しく聞く。

#### 児童家庭課長

まず件数増の理由だが、警察による児童相談所への通告の徹底、地域や学校における児童虐待防止への理解が高まっていることが影響したと考えている。また、心

理的虐待を受けた子供の年齢だが、心理的虐待の約7割は家庭内で父親が母親に暴力を振るうなどの場面を子供が見ていた面前DVである。両親が暴力を振るう場面を見ていた子供は全て件数に計上するため、年齢はその子供の年齢に応じたものになると考えている。

長尾トモ子委員

この場で述べることではないかもしれないが、虐待に対する認識は大分深まったと思う一方、約7割が面前DVということは、子供の前での夫婦喧嘩等が多いなど若い両親の理解が不十分なのかもしれないため、やはり虐待を少しでもなくすには周知啓発活動が必要なのではないか。恐らく年齢的には幼い子供が多いと思うため、この数値を注視して育児の場などの様々な場面で指導する必要性など、考えなければいけない今後の対策があると思うが、どうか。一般的事項に含まれるかもしれないが、考えを聞く。

児童家庭課長

虐待を起こす可能性のある保護者への周知について、保護者を対象にした虐待防止プログラムであるCAPプログラムによる虐待防止の研修等を行っている。引き続きそのような取組を行っていきたいと考えている。

長尾トモ子委員

経済状況など保護者が抱えている問題も非常に多いと思うため、その辺りも今後しっかりと把握しつつ、子供たちが虐待を受けない体制を整備してもらいたい。

最後に、保4ページの総合療育センター費について、先ほどの説明では同センター内に設置されている児童発達支援センターの機能強化とのことであったが、具体的に聞く。

児童家庭課長

来年4月から児童発達支援センターの医療型と福祉型の分類が一元化されることを踏まえ、事業所支援と家族支援の大きく2つを考えている。事業所支援については、例えば医療型のセンターで受け入れていた肢体不自由児を福祉型のセンターでも受け入れるとされたことから、医療型である総合療育センターの児童発達支援センターにおいてこれまで培ってきた肢体不自由児等に対する支援のノウハウを他の児童発達支援センターに提供し、家族からの相談に適切に対応していくための専門的な指導や助言などを行う。家族支援については、相談対応や交流会を実施し、機



能強化を図っていく。

荒秀一委員

保6ページの医薬総務費に国庫等還付金が計上されている。先ほどの説明では、国の指示に基づき医療分の病床確保料を自主点検した結果、国への返還が生じたとのことであった。病床確保料に限定した返還だと思うが、同様のケースは他の事項でも今後発生する可能性があるのか。

地域医療課長

委員指摘の返還については、令和4年11月に会計検査院が全国の医療機関等に行った検査の結果、退院日に診療報酬を加算して病床確保料を請求している事例が散見されたことを受け、同月に厚生労働省から各都道府県及び当該国庫補助を活用している全医療機関に対してまず自主点検を行うよう指示があった。県も医療機関と共に自主点検を進めたところ、2年度と3年度で合わせて15件、約3億円の退院日における病床確保料の請求事案を確認したことから、国に報告を行った。当時、国に退院日の取扱いについて照会はしていたが具体的なQ&A等がなかなか示されず、医療機関によって対応が分かれたためであり、不正請求ではなく事務処理上の単純なミスと認識している。この後、厚生労働省からQ&Aに係る事務連絡が発出されており、この取扱いに関する国庫還付は今後生じないものと考えている。

荒秀一委員

理解した。一部の新聞には会計検査院が新型コロナウイルスに係る国庫補助金を指摘した記事が掲載されていたように記憶していたため、この還付とは当然異なるケースとは思いつつも確認のため質疑した。そうすると、新型コロナウイルスに関する様々な国庫補助金において、今後このような還付はないと理解してよいか。

保健福祉総務課長

病床確保料に係る令和4年度以降の還付は発生しないが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金については対象範囲が定められており、対象外の物品購入等などが後になって判明した場合は返還となる。今後の調査結果により対象外の支出が判明した場合は返還が出てくる可能性もある。

佐久間俊男委員

保2ページ、社会福祉施設整備費における約2,000万円の増額補正について聞く。2度の本県沖地震による復旧についてはこれまで執行部に対応を求めてきたところ

であり、心から感謝を述べる。当該整備費の増額計上について、先ほど国の採択が当初予定を上回ったとの説明があったが、詳細を聞く。あわせて、歳入における一般財源の11万1,000円の減についても聞く。

高齢福祉課長

委員指摘の事業は、先ほど説明したとおり自家発電用設備や給水設備等の防災に備えた整備に係る補助を行うものである。例年の採択率は約3～5割であるが、今年度は国からの内示で要望額が全額認められたことから、今回の補正で増額計上している。なお、当該補助事業における負担割合は国が2分の1、県が4分の1であるが、この県負担分には起債充当が可能であるため、その関係で歳入における県債と一般財源の金額を補正している。

安部泰男委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐藤政隆委員

局長説明要旨に記載されている、市町村との合同婚活イベントについて聞く。県では結婚、妊娠・出産、子育てにおいて切れ目のない支援を行っており、その結婚の入り口が出会いだと思う。この合同婚活イベントは今年10月の金山町を皮切りに年度内に6回開催するようだが、内容を詳しく聞く。

こども・青少年政策課長

今年度の新たな取組である市町村との合同婚活イベントについては、局長から説明したとおり年度内に6回開催することとしており、前半として9月中に3回、後半として11月から年度末にかけて3回の開催を予定している。市町村は金山町のほか、相馬市、田村市、天栄村、南相馬市、南会津町と合同で取り組む。前半の3回は、既に実施している金山町に加え相馬市、田村市で募集を締め切っており、非常に好評な状況である。応募状況だが、男女とも各定員20名に対し、相馬市では114名の男性及び26名の女性から、田村市では106名の男性及び31名の女性から応募が

あった。各定員が20名のため超過した応募者に対しては、申し訳ないが断りの通知を送付している。なお、金山町では42名の男性及び7名の女性から応募があったが、実際には男性10名及び女性5名で開催した。今後とも、市町村と緊密に連携を図りながら、結婚を望む者の希望がかなうような出会いの場の創出に努めていきたい。

佐藤政隆委員

応募状況の説明があったが、その婚活イベントにおける男女の会費や開催内容を聞く。

こども・青少年政策課長

まず、既で開催している金山町での会費は男性が3,500円で女性が2,500円、今後開催予定の相馬市では男性が4,000円で女性が2,000円、田村市では男性が4,000円で女性が3,000円と設定した。また、イベントの内容について、金山町では沼沢湖畔のキャンプ場を会場として実施した。このような地域の魅力ある施設を活用して雰囲気づくりをしてもらいつつ、バーベキューなど交流が進むようなイベントを交えて一対一のトーク等を絡めながら交流を深めてもらう内容としている。

佐藤政隆委員

飲み会の延長線上にあると考えて応募する者もいるため、カップル成立数などの目標を事業目的にある程度据えるべきではないか。参加者の気持ちの問題もあると思うが、ただ単に出会いの場を創出するのではなく、フォローアップも含めて取り組んでいく必要があると思うが、どうか。

こども・青少年政策課長

事業終了後のフォローアップについて、開催後に事務局で付き合いたいと思った参加者についてアンケートを行っており、思いが一致したカップルに対しては、後日事務局から通知している。先日金山町で15名が参加したが、現時点で2組のカップルが誕生したと聞いている。また、事業のさらなる質の向上については、参加者のアンケート等を踏まえながら、必要な改善に引き続き取り組んでいきたい。

佐藤政隆委員

出会いの場に安価な会費で参加できるため、言葉は悪いが飲み会の延長線上との考えによる参加者もいると以前聞いたことがある。カップル成立など熟度をしっかりと上げながら取り組むようよろしく願う。

安部泰男委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は、午後 1 時とする。

(午後 0 時 1 分 休憩)

(午後 1 時 1 分 開議)

安部泰男委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

佐久間俊男委員

局長からヤングケアラーについて説明があった。ヤングケアラー問題については支援のための環境整備に向けて尽力していると思っているので、しっかりと課題を整理しながら、今後の本県ならではのヤングケアラー対策に取り組んでもらいたい。

局長説明で9月1日にふくしまヤングケアラーSNS相談窓口を開設したとある。県ではまず実態調査から行ってきたが、この相談窓口開設に当たって関係機関にはどのように周知しているのか。

児童家庭課長

ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口の周知について、基本的に相談対象は小中高校の児童生徒と考えており、小中高校の全児童生徒に対してSNS相談窓口のサイトが記載されているヤングケアラーカードを配付したことに加え、開設を案内するチラシの作成、配布のほかポスターも作成し、小中高校に掲示を求めている。

佐久間俊男委員

ヤングケアラーの範囲について、児童生徒に実態調査を行ってSNS相談窓口も開設したが、「あなたはヤングケアラーになっているか」と尋ねても、「はい、そうです」とはなかなかならないのではないかと。児童生徒の家庭や地域の協力も得ながらの支援策は今後の課題だと思うが、地域に対するSNS相談窓口の周知はどのように考えているのか。

児童家庭課長

今年度中にヤングケアラー支援に携わる関係者や一般県民を対象として、ヤングケアラー支援に活用できる福祉サービスや相談窓口をまとめたハンドブックの作成、配付を予定しており、それにより周知を図っていきたいと考えている。

佐久間俊男委員

福祉公安委員会でも今年度の県内調査でヤングケアラーについて調査したが、社会福祉協議会や民生委員など各地域に様々な関係者が心配しており、家庭を訪問している関係者がたくさんいると思った。そのハンドブックをぜひ有効に活用しながら、学校のみならず社会にしっかり根差している地域住民にも周知をするようよろしく願う。

荒秀一委員

3点聞くが、まず1点目は新型コロナウイルス感染症への対応状況についてである。部長説明要旨には県内の新規患者数として1定点当たりの数値が記載されているが、感染症法上の5類移行後はこのような内容にとどまってしまうのか。私の地元では感染者が多いと感じており、たまたま今日電話した人は「はやり病」と言っていたが、恐らく新型コロナウイルス感染症のことであり、非常に多いとの印象がある。そして、一般県民からすると1定点当たりという言葉が非常に分かりにくい。県民の生活は正常に戻っており、深く考えていないかもしれないが、1定点当たりという言葉はこの先も用いられていくのか。国の方向性も関係しているとは思いますが、もっと分かりやすい言葉はないのか。また、先ほど述べたように自分の周辺も含め感覚的には感染者が多いと思う。先日医師と意見交換したが、重症患者はそれほど増えていないとしつつ、全体的に感染者は多い旨を述べていたので、その辺りも含めて全体を聞く。

2点目は、今定例会の一般質問でも触れられていた薬物乱用防止対策についてである。その一般質問では教育長や警察本部長が答弁していたが、薬物の所管は保健福祉部ではないかと思いながら聞いていた。薬物乱用防止には警察も含めて取り組むのであろうが、薬物乱用防止指導員は保健福祉部所管だと思うため、その辺りの基本的な考え方や連携も含めて詳しく聞く。また、最近の報道では大麻等の乱用も多くなっていると聞くため、所管の範囲内で説明願う。

3点目は、生活福祉資金貸付金についてである。特例措置による貸付申請は終了したものの、現在経済の状態が非常に厳しい状況になっており、特に生活困窮者は

直撃を受けているのではないかと。私は今日、地元の社会福祉協議会と意見交換を行ったが、経済団体企業の倒産はどんどん増えていくと見通す中で、生活困窮者の状況はどのようになってしまうのか。特例貸付けによる返済も発生しているのではないかと。思うが、その辺りを詳しく聞く。

#### 感染症対策課長

1 定点当たりの新規患者数は少し分かりにくいとの指摘もあるが、定点となっているのは病院と診療所であり、その平均的な1週間の診察件数と考えてもらうと、最大1週間当たり約27人となり、病院や診療所で約27人が陽性と診断されている状況である。各地域の1つの病院、診療所でそれだけの患者が陽性と診断されている状況であり、患者数は多くなっているため、その辺りは丁寧に説明していきたい。

なお、県内平均では約27人であるが、40人近くとなっている地域もあり、1つの診療所で1日10人を陽性と診断する状況を踏まえると、身近で感染者が診断されている状況になっている。現在はピークから下がってきてはいるものの、直近の第8波として感染が流行した昨年11月や今年1月と同様の状況であるため、引き続き注意喚起を行っている。

#### 薬務課長

県警察が公表している県内の薬物事犯の検挙件数によると、令和4年は覚醒剤が45人、大麻が29人とこのことで、全国的な傾向だと覚醒剤は横ばいだが、大麻の乱用者は右肩上がりの状況にあると認識している。

薬物乱用防止対策において、当部は取締りではなく啓発の部分を担うが、薬物乱用の違法性を若者世代に理解してもらう必要がある。そのため、県内の薬物乱用防止指導員やライオンズクラブが学校に出向いて薬物乱用に係る基礎知識を伝え、例えば就職時や大学進学時に都会に行った際に怪しいと思う事例を若年層のうちから理解してもらうことを1つの対策として取り組んでいる。また、ここ最近ではコロナ禍のため、薬物乱用防止指導員による街頭啓発活動が行えていなかったが、今年度から県内各地で啓発チラシ配布などのキャンペーンを行ってもらっている。さらに、健康推進員に任命した大学生には、大学の中で自分たちが同世代にどう啓発活動を行っていくかを考えてもらうなど、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」の旨を理解してもらえ、啓発活動を行っている。

#### 社会福祉課長

生活福祉資金貸付金の特例貸付けは昨年9月末で終了し、以降の通常的生活福祉資金の件数は緊急小口資金で今年4月から8月までに41件と、昨年の同時期から大きく増えている状況にはない。一方、生活保護の申請は最近若干伸びつつあり、新型コロナウイルスの影響等が徐々に始めていると聞く。

#### 荒秀一委員

まず新型コロナウイルス感染症について確認するが、5類に移行したものの、現状を踏まえると油断は禁物であると思う。新規患者のほとんどは軽症だと認識するが、重症化している患者もいるのか、その辺りも詳しく聞く。

次に、薬物乱用防止対策について、教育長や警察本部長からの答弁、さらに今ほどの説明も含めて、今後とも薬物乱用防止指導員をはじめ様々な関係者や若者世代の第三者目線による啓発活動にしっかり取り組むようよろしく願う。

さらに、生活福祉資金貸付金について、当然借りた金なので返さなければいけない。前回の常任委員会でも述べたと記憶しているが、この貸付金は差押えの性格があるものでもない。一方で、どうしても返済が苦しくなった場合は、生活保護を受ける道もやむを得ないと思う。しかし、生活保護は田畑などの資産を処分する必要があり、処分ができず困窮状態に陥っている状況も出てくるのではないか。その辺りのセーフティーネットについて考えを聞く。

#### 感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の重症化の傾向だが、過去と比べると全国的にも減少している状況にある。その背景としてはワクチン接種が進んだことが大きく、変異株の影響についてはまだ評価できていない部分もあると思う。ただし、重症化する患者がいらないわけではなく、県は入院状況等を公表しているが、一時期は1日当たり3人の重症者がいた。延べ数にすると少ないものの、初期のように新型コロナウイルスに感染後すぐに重症化するケースより、基礎疾患を持つ患者や高齢者など体力的にもともと弱い患者が重症化してしまう状況がある。これまで同様、高齢者や基礎疾患を有する県民には注意が必要である旨を周知し、併せて当該患者等を抱えている医療機関や施設には引き続き感染対策を実施してもらっている。

#### 社会福祉課長

生活困窮者の支援について、最終的なセーフティーネットである生活保護の申請前に、しっかり自立して生活できるようサポートセンターを中心に就労支援等を実

施しており、引き続き支援していきたい。

長尾トモ子委員

まず1点目は新型コロナウイルスの現状について、確かに5類に移行したものの感染者数は多いと理解した。死亡者数などはあまり公表されていないため分からないが、重症化による死亡事案と基礎疾患との境目が曖昧な部分もあるのではないかと。その辺りは5類移行後も注視する必要があると思うが、考え方を聞く。

また、最近新しいワクチンが開発され、7歳から接種可能と聞いたが、その辺りの詳細を十分に把握できていないので聞く。さらに、子供から高齢者、基礎疾患を有する県民にそのワクチンをどのように広報していくのか、併せて聞く。

2点目はこども家庭庁について、今年4月に発足し、様々な政策や予算が打ち出された。発足から半年が過ぎようとしているが、変化した点や効果を聞く。あわせて、こども家庭庁と市町村との連携もあると思うが、その辺りの課題などがあれば聞く。

3点目は医療人材について、医療従事者が少ない現状は誰でも知っていると思う。本県には福島県立医科大学など医療人材育成機関があり、例えば全国の医科大学と比べると入学金や授業料など費用的な面がかなり抑えられているが、本県に残ってもらわなければどうしようもない。卒業しても本県に残る人がいないのでは金ももったいないと思うが、福島県立医科大学卒業者で本県に残っているのは何人であり、その辺りをどのように把握しているのか。また、本県で就職してもらえよう大学入学者へのアプローチ方法も併せて聞く。

感染症対策課長

委員指摘のとおり、重症化する患者や亡くなる患者も現実にいる状況である。また、基礎疾患等を有する患者だと当該疾患の悪化であったり、高齢者だと全身状態の悪化により亡くなるケースもある。これまでも述べているが、若者は軽症化が進んで活動が活発化しているものの、その背後には重症化したり亡くなる患者がいることを併せて周知しながら、場面に応じたマスク着用や感染対策を引き続き求めていきたい。

薬務課長

新たなワクチンについては、国が9月20日から令和5年秋接種を開始した。その秋接種は生後6か月以上の全世代が対象になるが、基本的に65歳以上の高齢者や基



礎疾患を有するなどのいわゆる重症化リスクがある者については、公的関与すなわち努力義務、接種勧奨が課される。一方で、それ以外の者については正しい情報を基に各自で接種を判断するようにと国の言い振りが変わってきている。そのため、正しい情報を発信し、それを基に県民が接種するかどうか判断することになる。情報発信はホームページが中心になると思うが、高齢者など重症化リスクのある者には、各市町村から送付される接種券に同封されるチラシに記載された正しい情報に基づき接種を検討してもらうことになる。なお、子供の接種に関してはこれまでもホームページ等で情報提供を行っているが、接種判断を行う保護者に対し、生後間もない乳児の接種などについても引き続き情報提供を行っていくことになる。

#### こども・青少年政策課長

こども家庭庁については、こども基本法の理念実現のため、こどもまんなか社会の実現に力を入れて政策に取り組んでいると認識している。具体的には、子供の意見を積極的に取り入れる部分に力を入れており、大臣が直接子供の意見を聞く場を設けたり、こども若者★いけんぷらすというシステムを導入して多くの子供からの生の声を集約する取組も進めている。また、今冬の策定に向けて取りまとめが進んでいるこども大綱を議論するこども家庭審議会には、あしなが育英会の奨学金受給者や大学生、子供関連のNPO法人代表などが委員に就任しており、様々な意見を踏まえて具体的な方針を決定していくとの観点に立って進められている。

また、同庁はこども政策の司令塔を担っており、今後の少子化対策を抜本的に強化していくとして今年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針においては、児童手当の大幅な拡充やこども誰でも通園制度などの新たな仕組みの導入に加え、働き方改革を含めて社会全体の意識を変えていくことや高等教育への支援を充実させていくことも盛り込まれており、こども家庭庁のみならず厚生労働省や文部科学省、内閣府など国全体の担当業務をまとめて強いリーダーシップを発揮して取り組んでいる。まだ方針段階であり具体的な政策は今後の予算編成過程で明らかになってくるが、県としては、それらにしっかりと対応していけるよう努めていきたい。

#### 医療人材対策室長

県内の医師や看護師等の定着について、まず福島県立医科大学においては、120名前後の卒業生のうち約6割の75名前後が毎年コンスタントに県内臨床研修に進んでいる。また、県内に2つある看護系大学においては、150名前後の卒業生のうち1

00名前後が県内に就職しており、看護系大学の卒業生の県内就職定着率が若干高い数値となっている。

なお、改善策としては、修学資金貸与等による県外からの学生獲得と県内定着もそうだが、県内の高校生が県内の学校に進学することが最も大事であろうと思っている。福島県立医科大学に県外の学生が多く合格している現状があることから、教育庁の所管と重複するが、教育プログラムの充実により県内の進学や実際にその道を志す高校生がしっかりと福島県立医科大学に目を向けられるよう努めていく。加えて、臨床研修プログラムの充実化など、臨床研修医や専攻医を含めて地域医療に対する理解を深められるプログラムの充実にも取り組んでいきたい。今述べた内容については今年度見直し中である看護の需給計画や医師確保計画にしっかりと盛り込む形で取組を進めていきたい。

#### 長尾トモ子委員

まず秋接種のワクチンは生後6か月から対象とのことで、出産や育児相談、健診の際に当然情報が入っていると思うが、保護者へのアプローチ方法を今後しっかりと考えてもらいたい。

次に、こども家庭庁では、こどもまんなかということでどんどん意見を聞く機会が多くなっている。子供とは0～18歳であるが、特に教育庁との連携において、学校教育は縦割りの部分があり、中学、高校はどうしても先生の意見が強くなる。やはり子供自身が意見を述べることができる場が学校以外に必要であり、教育庁のみならず保健福祉部やこども未来局などの関係部署がしっかりと連携していく必要があると思う。その辺りについて局長の意見を聞く。

また、医療人材について、卒業生の約6～7割が県内就職とのことで、本県が医療人材をしっかりと育成していくとの気持ちの表れだと思う。今後、中高生はもとより、より柔軟な思考を有する小学生のうちから伝えていくことによってより意識が高まっていくのではないか。この点も併せて局長に聞く。

#### こども未来局長

こども家庭庁の発足によって、より子供関係の施策に注目が集まっていると思っている。そのような中、国と県などの地方が両輪となって協調して取り組んでいくことがまず第一と思う。また、県の施策が本当に必要とされているものかどうかも含めて、市町村をはじめとした現場の声を大事にしつつ、また若者の意見もきちんと

と聞くことが重要になると考えている。県は希望をかなえとの点を大事にしているが、その希望が何なのかが分からないとかなえることもできない。さらに、結婚、子育てのどのような部分に難しさを感じているのかについても、様々な意見を聞きながら一緒になって取り組んでいきたい。

鈴木優樹委員

昨今、補助金の不正受給が問題となっており、厚生労働省所管の雇用調整助成金に係る不正受給事例もあったと思う。厚生労働省や労働局では不正受給の返還や自己申告に係る窓口を設置していたと思うが、本県における類似の事例や相談案件はあるのか。

保健福祉総務課長

委員指摘の事例は他自治体において多く目にしたが、本県では現時点でそのような案件はない。新型コロナウイルスの感染状況が厳しい中で、医療機関や県民を早く支援するために精査等が間に合わなかった部分等はあるかもしれないが、現時点で不正受給の事例はなく、そのような話も聞いていない。

鈴木優樹委員

この場で聞く話ではないかもしれないが、例えば経営側が知らずに担当者が不正受給を行っており、その後経営側が気づいて相談や返還手続に至った場合は刑事告訴されないのか。

保健福祉部長

補助金の制度や性質にもよるため、今この場でどのようになるかは一概に答弁できない。県では委員が述べたような専用窓口を設けていないが、県も補助金の受給者に対してはしっかりと指導し、相談があれば適切に説明していくことで対応している。

安部泰男委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、保健福祉部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

10月3日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案の採決である。

これをもって散会する。

(午後 1時42分 散会)